

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、会計の区分を追加します。
- 2 内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行います。
- 3 その他必要な規定の整備を行います。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行します。